

監査結果に係る措置通知書

宮城野区		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(3)委託契約の履行確認について</p> <p>委託契約の履行確認に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項の規定により、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされており、仙台市検査事務要綱（昭和46年8月1日財政局長決裁）の規定により、厳正かつ公平に行わなければならないとされている。また、委託料の支出に当たっては、仙台市会計規則（昭和39年仙台市規則第18号）第59条の規定により、請求金額及び請求金額の基礎となる内訳を調査することとされている。</p> <p>ところが、宮城野区道路課においては、道路支障物撤去業務委託について、仕様書により作業時間帯に応じて適用する単価を定めていたところ、相手方から仕様書に定める作業時間帯とは異なる単価による請求があったにもかかわらず、作業時間帯の確認を十分に行わず、委託料を過払していた事例があった。</p> <p>委託契約の履行確認に当たっては、関係法令等に則り、適正に行う必要がある。</p>	<p>作業時間帯に応じた適用単価に錯誤が生じないように、相手方への指示書に作業指示日時を明記する欄を設けるとともに、履行内容と請求金額の確認を徹底するよう課内研修を実施した。</p> <p>なお、過払分の委託料については、既に返納されている。</p> <p>課内研修実施日 令和元年8月30日</p>	